

都整第195号

平成21年11月12日

福山駅前水辺公園プロジェクト
会長代行 能宗 孝様

広島県知事

(〒730-8511 広島市中区基町10-52)
都市企画課
都市整備課



公開質問状について（回答）

県行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。
平成21年11月2日付けの公開質問状について、別紙のとおり回答いたします。

質問一について

福山市の規則に係るご質問ですので、お答えする立場にありません。

質問二について

都市計画事業の認可に際しては、都市計画法第 60 条に定める申請書及び添付書類に不備がないかを確認し、同法第 61 条に基づき、事業の内容が都市計画に適合しているか、及び事業施行期間が適切であるかなどを審査しています。

福山市と J R 西日本との駅前広場の管理区分や使用については、都市計画に適合しているか否かの判断要素ではないことから、都市計画事業認可における審査の対象ではありません。

質問三について

都市計画事業認可の審査対象ではない部分に関するご質問ですので、お答えする立場にありません。

質問四について

駅北口上空駐車場の都市計画決定については、都市計画決定権者の福山市の判断となります。

質問五について

都市計画事業の認可に際しては、都市計画法第 60 条に定める申請書及び添付書類に不備がないかを確認し、同法第 61 条に基づき、事業の内容が都市計画に適合しているか、及び事業施行期間が適切であるかなどを審査しています。

都市計画事業地内の土地に関しましては、都市計画に適合しているかの観点から、都市計画決定時と事業地に齟齬が生じていないかについて審査しています。

質問六、七について

広島県教育委員会に確認したところ、「質問六に記載の事柄のうち、「法に定められた届けの遅れがあった」ことは事実であり、平成 19 年 3 月、福山市教育委員会に対し、文化財保護法第 92 条第 1 項の規定に沿って適切な事務処理を行うよう指導した。そのほか福山市又は福山市教育委員会が同法に違反した事実があるとは認識していない」とのことでした。

質問八について

お尋ねの平面案から地下案の変更とは、平成 17 年 8 月 2 日に福山市から提出があり、同年 9 月 1 日に認可した都市計画事業の変更申請についてのことであると思料いたします。

この変更認可に際しては同法第 61 条の規定に基づき、その事業地が都市計画に適合しているか、事業施行期間が適切であるかなどを審査しました。

質問九について

認可を取り消すべき事由はないものと考えております。

なお、現事業計画の内容は、住民等の意見を踏まえ福山市が判断されたものと考えており、この事業計画を変更するかしないかは、福山市が判断すべきものと考えます。